

一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領

平成14年 7月31日
定 制

改正 平成25年 3月27日

題名・・・改正 平成25年 3月27日

(指名停止)

第1条 理事長は、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札工事等参加資格者（以下「参加資格者」という。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該参加資格者について指名停止を行うものとする。

2 札幌市において前項と同様の措置をしたときは、当公社においても当該参加資格者については前項の措置をしたものとして取り扱う。

3 前項の場合において、当該指名停止に係る参加資格者を現に指名しているときは、指名を取消すものとする。

(下請負人に関する指名停止)

第2条 理事長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 前項に規定する下請負人については、前条第3項の規定を準用する。

(指名停止期間の特例)

第3条 参加資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号及び第5号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号及び第5号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 理事長は、参加資格者について情状酌量すべき事由その他特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 理事長は、参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定め

る必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 理事長は、指名停止の期間中の参加資格者について、情状酌量すべき事由その他特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 理事長は、指名停止の期間中の参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該参加資格者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第4条 理事長は第1条第1項若しくは第2条第1項若しくは同条第2項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該参加資格者に対して遅滞なく通知するものとする。ただし、第1条第2項の規定による場合は、本条の措置をしたものとして取り扱う。

2 理事長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当公社発注工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 理事長は、指名停止の期間中の参加資格者を随意契約の相手方としないものとする。

ただし、止むを得ない事由があるときはこの限りでない。

(下請負等の禁止)

第6条 理事長は、指名停止の期間中の参加資格者が当公社発注工事の全部又は一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認しないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第7条 理事長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めたときは、当該参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(設計、役務等参加資格者の指名停止等)

第8条 工事に係る設計・監理、及び施設の保守管理に係る業務の参加資格者に対する指名停止等については、この要領を準用する。

(その他)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成14年 8月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

別表第1 工事事故等に基づく措置

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p>	
<p>1 当公社又は札幌市の発注する工事の請負契約に係る競争入札において、競争入札等参加資格申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p>	
<p>2 当公社又は札幌市と締結した請負契約に係る工事（以下「公社等発注工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>3 北海道内における公共工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p>	
<p>4 第2号に掲げる場合のほか、公社等発注工事の施工にあたり、契約に違反し、又は正当な理由がなく公社が定めた期間に契約を締結せず、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	
<p>5 公社等発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認めるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>6 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	
<p>7 公社等発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4月以内</p>
<p>8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2月以内</p>
<p>(その他)</p>	
<p>9 前各号に掲げる場合のほか、理事長が工事の請負契約の相手方として不適当であると認めるとき。</p>	<p>その都度理事長が定める期間</p>

別表第2 贈賄、不正行為等に基づく措置

措 置 要 件	期 間
(贈 賄)	
1 参加資格者である個人、参加資格者の役員又はその使用人が札幌市又は当公社の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が札幌市又は当公社の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	控訴を知った日から
(1) 参加資格者である個人又は参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	12月以上24月以内
(2) 参加資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる以外のもの（以下「一般役員等」という。）	9月以上18月以内
(3) 参加資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	6月以上12月以内
3 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3月以上12月以内
(2) 一般役員等	2月以上9月以内
(3) 使用人	1月以上6月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 次の(1)、(2)に掲げる場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反したと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 当公社又は札幌市の発注工事にあたって	3月以上12月以内
(2) 道内における業務にあたって	2月以上9月以内
(談 合)	
5 参加資格者である個人、参加資格者の役員又はその使用人が次の(1)、(2)又は(3)に掲げる場合において談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 当公社又は札幌市との契約にあたって	4月以上12月以内
(2) 他の公共機関との契約にあたって	1月以上12月以内
(不正又は不誠実な行為)	
6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上12月以内
7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上12月以内